

佐久市物価高騰対応地球温暖化対策支援事業補助金(次世代自動車・充電設備設置等支援事業)

申請受付中

対象事業



①次世代自動車(PHEV)の購入



②V2H充電設備の購入・設置



③普通充電設備の購入・設置

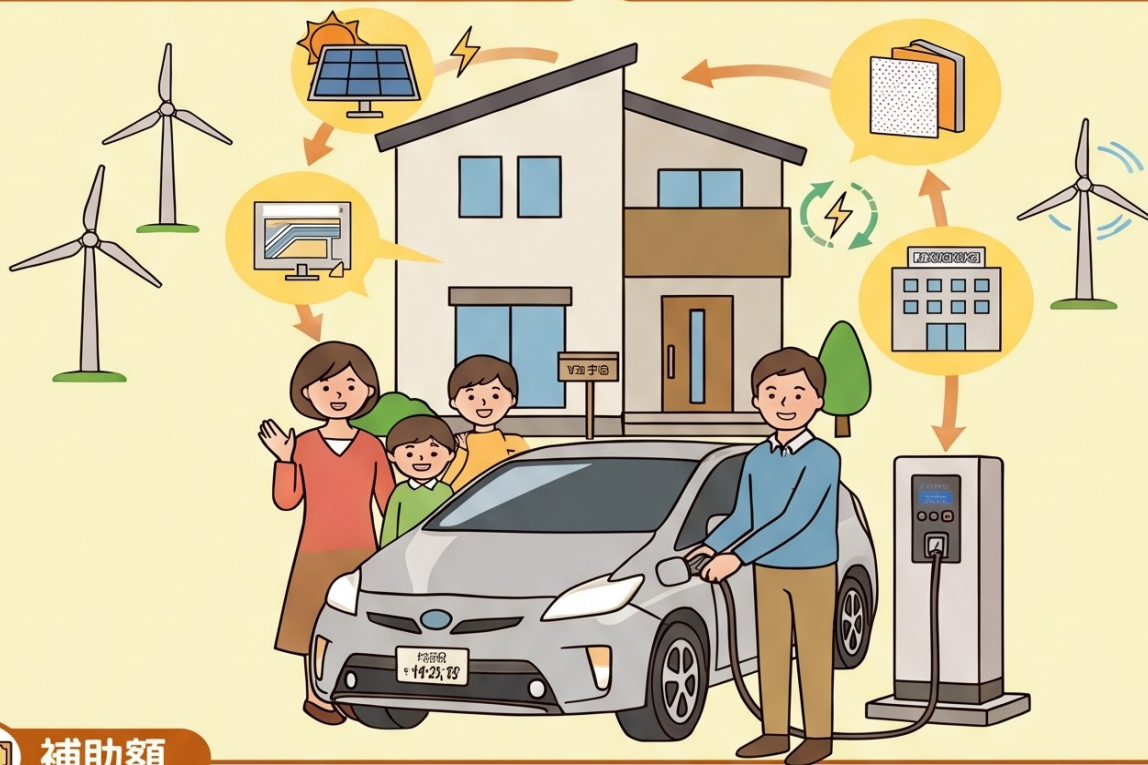
対象者



●市内に住所のある個人又は
市内に事業所のある法人

●市税等を滞納していない者

●市内の販売店等から購入
する者



補助額

対象設備	補助率	補助限度額
 次世代自動車	国補助金の 1/2以内	最大 20 万円
 V2H充電設備	定額	10 万円
 普通充電設備	対象経費の 1/2以内	最大 15 万円

期間

- 国の補助確定後若しくは支払完了後から90日以内、又は令和9年2月26日のいずれか早い日まで。

お問い合わせ先



佐久市役所
環境政策課 環境政策係

☎0267-62-2917

※本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

次世代自動車・充給電設備設置等支援事業について

■対象者の主な要件（✓チェックリスト）

申請前に、以下に当てはまるかご確認ください。

（共通項目）

- ☐ 市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人
（市内に充給電設備を設置する土地又は建物を所有する法人を含む。）
- ☐ 市税等を滞納していない方
- ☐ 市内に事業所又は代理店を有する販売店や事業者から購入する方

（次世代自動車の購入）

- ☐ 自らが継続して使用する方
- ☐ 国の補助金の交付を受ける方

（V2H充給電設備の購入及び設置）

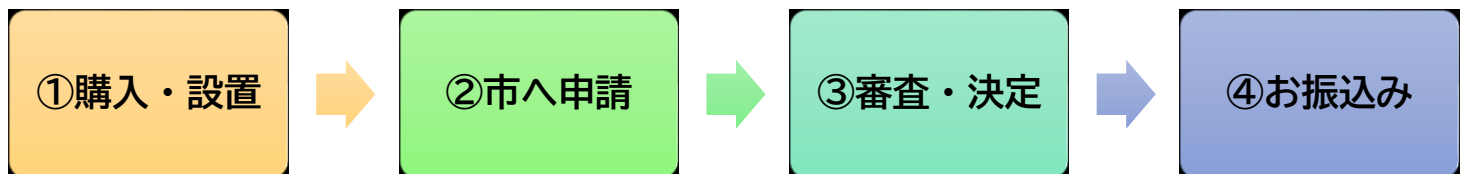
- ☐ 自らが所有若しくは使用する市内の土地又は建物に充給電設備を設置する方
- ☐ 国の補助金の交付を受ける方

（普通充電設備の購入及び設置） ※他の補助金の交付を受けた方は対象となりません。

- ☐ 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を所有し、又は購入する契約を締結している方

※自身の所有でない土地又は建物に充給電設備を設置する方は所有者からの同意書が必要です。

■申請の流れ



※令和8年7月3日以降に国の補助金額が確定又は設置工事が完了したものが対象です。

■申請期限（重要）

**対象事業完了の翌日から90日以内又は
令和9年2月26日（金）のいずれか早い日まで**

※対象事業完了日とは、国の補助金額確定日又は設置工事完了日を指します。

※申請書類の様式は、佐久市ホームページからダウンロードできるほか、環境政策課窓口でもお配りしています。

【提出先】 〒385-8501 佐久市中込 3056 番地

佐久市役所 環境政策課 電話：0267-62-2917